

令和4年3月25日開会
令和4年3月25日閉会

令和4年3月
甲府地区広域行政事務組合議会定例会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 3 時 5 0 分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に萩原消防長から報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

萩原消防長。

○消防長（萩原 亨君） 過日、消防本部を中心に発生いたしました、新型コロナウイルス感染症の職員感染につきましては、先月 2 月 15 日から 2 月 23 日にかけて 11 名が感染し、うち 9 名が職場内での集団感染とされたものでございます。

感染に伴う出動態勢及び事務事業等への影響はございませんでしたが、圏域住民をはじめ、各関係機関の皆様には多大なる御迷惑と御心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後におきましても、職員一人ひとりの基本的な感染対策はもとより、これまでも行ってまいりました、分散勤務や庁舎内におけるこまめな換気、職員間の距離の確保など、更なる感染防止対策を徹底していく所存であります。

報告につきましては、以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 11 名もの方が感染されて、その内 9 名が職場というお話を報告されました。まあ感染の状況は至るところで進みますから、感染される場合は、気を付けてもなる場合も結構あるかと思えます。

問題は、公的職場で感染した場合には、公務災害の申請ってことが必要ですし、それに伴い、任命権者、使用者側の助力義務が申請に関してあるわけです。

その辺はどうされていますか。

○議長（金丸三郎君） 今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 職員がコロナ感染した場合、公務及び通勤に起因したものと認められるときは、公務上の災害として取扱うこととされております。

このため、所属長や職員に対し、制度の周知の徹底を図ってきたところであります。

また、感染した職員に対しましては、人事課から公務災害の認定請求をするよう勧奨するとともに、所属長に対しましては、職員に認定請求書の提出を促すよう依頼してまいりました。

2月下旬から職場内で感染者が確認されたため、改めて3月3日に所属長及び職員へ周知したところでありますが、現在、請求書の提出はございません。

今後におきましても、組織的な助力義務として職員への制度周知や被災した職員から相談においては、補償請求、その他手続きについて丁寧に説明するとともに、被災した職員が自らその手続きを行うことが困難な場合には、積極的に関与し、地方公務員災害補償法及び施行規則に則り、手続きに必要な援助、支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 その御答弁で納得いたしますが、是非実績を上げていただきたい。公務災害の申請って別に悪いことでは全然ないわけですし、今後も含めて公務災害の申請をしていただければいいと。

残念ながら日本の国では、申請の段階が随分立ち遅れてましてね。労働災害と公務災害では全体の感染者の0.8%ぐらい、実際はそんな感じではないと思います。

特に感染症に関しましては、通常のカラス災害と異なり、感染というものの経路さえ分かれば、容易に認定できるものですし、申請もできるものです。

是非、その辺も今後の助力義務を果たしていただくようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 無ければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、日程第3 議案第4号から日程第9 議案第3号までの審査を行います。

初めに、議案第4号 令和3年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）について、当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） それでは、議案第4号 令和3年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にございます、議案集の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この補正の理由でございますが、中途退職職員の発生等に伴う、職員手当に係る常備消防費並びに貢川出張所移転事業の見送り、東部出張所外壁他改修工事及び2台の車両更新整備における事業費確定等に係る消防施設費の補正でありまして、歳入歳出ともに776万8千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ、34億8,109万9千円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出補正予算事項別明細書（補正第1号）の総括であります。

まず、歳入でございますが、6款繰入金及び9款組合債をそれぞれ追加更正するものであります。

次の歳出であります。1款消防費を追加するものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、歳入であります。6款1項基金繰入金につきまして、目ごとに、御説明いたします。

6款1項2目退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、中途退職者発生等に伴い、退職手当の基金繰入金が2,345万7千円を増額するものであります。

6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金につきましては、消防車両の更新整備や庁舎改修工事等の事業費確定に伴い、1,138万9千円を減額するものであります。

以上、6款1項基金繰入金につきましては、2目、3目合計で、1,206万8千円を増額するものであります。

次に、9款1項1目消防債につきましては、消防車両の更新整備に係る事業

費確定に伴い、430万円を減額するものであります。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款1項1目常備消防費につきましては、歳入でも御説明したとおり、中途退職者発生等に伴い、退職手当が増額になったことから、2,345万7千円を増額するものであります。

1款1項2目消防施設費につきましては、貢川出張所移転事業の見送りや、庁舎の改修工事並びに消防車両の更新整備等の事業費確定に伴う減額により、1,568万9千円を減額するものであります。

以上のことから、歳出合計につきましては、歳入合計と同額の776万8千円の増額となります。

以上で、議案第4号 令和3年度消防事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 簡単なことで結構ですから、6ページ、7ページにある中途退職者の発生ということで、人数的には大したことはないと思いますが、その理由です。

それから、貢川出張所の移転の見送りに伴う減額ってことも、もう少し説明してください。

○議長（金丸三郎君） 今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 補正する退職手当につきましては、年度末での勧奨退職者が1名、年度中途での自己都合退職者1名、合計2名に対して、退職手当を支給する必要が生じたというところで、勧奨退職と自己都合による退職となっております。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 貢川出張所移転の見送りについてということですが

けども、平成 23 年度から国道 52 号線の道路拡幅工事に伴い、貢川出張所の移転について、国土交通省と協議を進めてまいりましたが、同省から貢川出張所の建設場所、こちらの承認がまだ得られていないため、今回予算計上いたしました、実施設計委託料等の執行を行うことができないことから、減額補正をしたものでございます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 納得しましたが、中途退職者ってのは、今の状況でいいますと、大体仕事に疲れて辞めてしまう方が結構でるってことですので、その辺のところの配慮もしていただければと思います。

貢川出張所の移転に関しては、見送り減額ってことですが、基本的には国の判断が遅れたのだと思います。これに関しては了承したいと思います。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案集 13 ページと併せまして、右上に議案第 5 号資料と書かれました個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての議案概要と新旧対照表を御覧ください。

それでは、議案の概要について、議案概要を中心に御説明申し上げます。

議案提出の目的についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることになりました。

本条例は、法改正に伴い、こうした法律を引用している当組合の個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案の内容について御説明いたします。

本条例は、当組合における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めております。

本条例の主な改正といたしましては、初めに、第 2 条の改正でございますが、個人識別符号、例えば、マイナンバーや運転免許証番号などの個人識別符号を定義するにあたり、現行では、行政機関個人情報保護法を引用しておりますので、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項と改めるものでございます。

次に、第 5 条の改正でございますが、独立行政法人等を定義するにあたり、現行では、独立行政法人個人情報保護法を引用しておりますので、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項と改めるものであります。

最後に附則につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案集 15 ページと併せまして、右上に議案第 6 号資料と書かれた職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案概要と新旧対照表を御覧ください。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案概要を御覧ください。

議案提出の目的についてであります。本条例は、国家公務員の勤務時間、休日及び休暇を定める人事院規則が改正され、国家公務員に不妊治療に係る通院等を行うための休暇が設置されたことに伴い、本組合職員の休暇等の勤務条件について権衡を失しないよう、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案の内容について御説明いたします。

本条例は、職員の勤務時間、休日、休暇等を定めており、本条例の主な改正点は、2点ございます。

まず、1点目は、職員の特別休暇として、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認めるときに休暇を付与するものとして、日数については5日以内、体外受精その他の規則で定める不妊治療については、10日以内とするものであります。

2点目は、職員が取得する忌引の起算日について、その事実を知った日を任命権者から承認を得た期間の最初の日と改めるものであります。

それでは、改正する規定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第10条の特別休暇について規定しております。

改正の内容につきましては、第10条第1号の次に、第1号の2といたしまして職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認めるとき5日、体外受精その他の規則で定める不妊治療については、10日以内とするものであります。

次に、新旧対照表の2ページを御覧ください。

第15条は、忌引について規定してありまして、改正の内容につきましては、第15条第4項中その事実を知った日を任命権者から承認を得た期間の最初の日に改めるものであります。

最後に附則につきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案集 17 ページと併せまして、右上に議案第 7 号資料と書かれました職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案概要と新旧対照表を御覧ください。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案概要を御覧ください。

議案提出の目的についてであります。本条例は、国家公務員の育児休業等を定める人事院規則が改正され、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されることと、各省庁の長等に対して、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務付けられることから、本組合職員の勤務条件について権衡を失しないよう、必要な改正を行うものであります。

次に、議案の内容についてであります。本条例は、職員及び非常勤職員の育児休業等を定めております。

本条例の主な改正といたしましては、2 点ございまして、1 点目は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するために、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が 1 年以上とする要件を削除するものであります。

2 点目といたしましては、職員から妊娠又は出産等の申出があった場合の措置と、職員が育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を、任命権者に対して義務付けるものであります。

それでは、改正する規定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

本条例第 2 条では、育児休業をすることができない職員を定めており、第 2 条第 3 号では、育児休業をすることができない職員として、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員と規定しております。

すなわち、第 2 条第 3 号では、育児休業を取得できる非常勤職員を規定しているということでもありますので、第 2 条第 3 号のアで規定する（ア）から（ウ）は、育児休業を取得できる要件を規定しているということでもあります。

改正の内容につきましては、第 2 条第 3 号のアの要件として規定している（ア）任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が、1 年以上である非常勤職員を削除するものであります。

続きまして、新旧対照表の 2 ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等といたしまして、第 11 条を勤務環境の整備に関する措置といたしまして、第 12 条を、それぞれ任命権者に対して義務付ける規定を加えるものであります。

最後に附則につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明を終らせていただきます。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 1 号 令和 4 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算から議案第 3 号 令和 4 年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計予算までの 3 案を一括して当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第 1 号から議案第 3 号のうち、

事務局所管の提出案件につきまして御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除きまして、省略をさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の白い冊子のA4横版になります、令和4年度予算に関する説明書の1ページを御覧ください。

令和4年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。

一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり、39億9,345万4千円でございます。対前年度比4億5,160万3千円の増額でございます。

次に、7ページから8ページをお開きください。

議案第3号、本組合の令和4年度一般会計予算でございます。

7ページの1の総括にあります歳入、また、8ページの歳出でございますが、予算総額は、ともに4,928万9千円で、対前年度比98万円の減額でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして御説明申し上げます。

1ページ捲っていただきまして、8ページを御覧ください。

2の歳入の欄を御覧ください。

1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町からの均等割り10%、人口割り90%の割合で納入していただきます負担金でございます。

9ページを御覧ください。

2款1項1目利子及び配当金につきましては、説明欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出でそれぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てをするものでございます。

次に、1ページ捲っていただきまして、11ページを御覧ください。

3の歳出でございますが、1款1項1目議会費は、組合議会の運営経費でございます。

主なものにつきまして、御説明申し上げます。

1節報酬は、組合議会議員24名の報酬でございます。

8節旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

10節需用費は、主に地方議会事務提要等の追録に要します費用でございます。

13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴います、バス借り上げ料及

び議員懇話会会場借り上げ料等でございます。

1 ページ捲っていただきまして、12 ページを御覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。

主なものにつきまして御説明申し上げます。

1 節報酬は、管理者等の特別職の報酬でございます。

2 節給料から 4 節共済費につきましては、事務局職員 4 名分の人件費でございます。

10 節需用費は、消耗品費、予算書・決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

12 節委託料は、組合ホームページ運用保守管理費、組合例規集更新データ作成業務でございます。

13 節使用料及び賃借料は、複写機、事務局連絡用自動車のリース料及び組合例規集データベースシステムの使用料等でございます。

18 節負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

13 ページを御覧ください。

24 節積立金は、事務局職員 1 名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、2 目の公平委員会費は、公平委員 3 名の報酬でございます。

次の 3 目財政調整基金費から 5 目消防施設整備事業等基金費は、歳入の財産収入に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2 項 1 目監査委員費でございますが、1 節報酬は、監査委員 2 名の報酬でございます。

10 節需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

1 ページ捲っていただきまして、14 ページを御覧ください。

3 款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第 1 号 一般会計予算について、御説明を終わらせていただきます。

次に、50 ページを御覧ください。

議案第 3 号 令和 4 年度国母公園管理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

1 の総括にあります歳入歳出予算の総額につきましては、ともに 2,315 万 3 千円で、対前年度比 490 万 2 千円の増額でございます。

51 ページを御覧ください。

2 の歳入でございますが、1 款 1 項 1 目国母公園管理負担金は、関係市町であります甲府市、中央市、昭和町からの均等割り 30%、人口割り 70%の割合で納入していただきます負担金でございます。

次に、2 款 1 項 1 目公園使用料は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

1 ページ捲っていただきまして、52 ページを御覧ください。

3 款 1 項 1 目利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入を計上したものでございます。

4 款 1 項 1 目国母公園管理基金繰入金は、国母公園内施設の改修工事として、トイレ洋便器化、トイレ内外壁塗装、屋根防水工事、階段手摺新設工事費に伴う経費 369 万 4 千円を基金から繰り入れまして行うものでございます。

53 ページを御覧ください。

6 款 2 項 1 目雑入は、国母公園管理事務所の一部を国母工業団地工業会事務局が使用しておりますことから、光熱水費等の相当額分の納入金と国母公園会計年度任用職員 3 名の雇用保険料自己負担分でございます。

1 ページ捲っていただきまして、54 ページを御覧ください。

3 の歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費は、公園管理に要します経費でございます。

主なものにつきまして御説明申し上げます。

1 節報酬から 8 節旅費までは、会計年度任用職員 3 名の人件費でございます。

10 節需用費は、消耗品費、光熱水費、建物修繕費等でございます。

11 節役務費は、電信電話料、樹木の製枝剪定手数料等でございます。

12 節委託料は、公園内の清掃作業、管理事務所の警備業務、電気工作物の保安管理業務、ごみ処理業務の委託料でございます。

14 節工事請負費は、水道管の老朽化に伴う漏水修繕工事など施設の補修等に

伴う経費でございます。

国母公園内施設の改修工事費として 691 万 1 千円、対前年度比 449 万 9 千円の増額でございます。

増額につきましては、トイレ洋便器化、トイレ内外壁塗装、屋根防水工事、階段手摺新設工事費でございます。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

以上で、議案第 1 号から第 3 号までのうち、事務局所管の 2 つの会計に関わります、歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、今村総務課長から御説明いたします。

○議長（金丸三郎君） 続きまして、今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 引き続きまして、日程 8 議案第 2 号 令和 4 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

なお、金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き、省略させていただきます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 27 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の 1 総括の歳入と次の 28 ページの歳出であります。が、予算総額はともに同額の 39 億 2,101 万 2 千円で、前年度と比較いたしまして 4 億 4,768 万 1 千円の増であります。

歳入の増額の主な要因といたしましては、常備消防費負担金及び組合債の増額が主な要因となっております。

歳出の増額の主な要因といたしましては、退職者数の増による退職手当の増額及び高機能消防指令センター指令系システム更新等に伴います、消防施設費の増額が主な要因であります。

次に、29 ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

1 款 1 項 1 目消防費負担金は、32 億 7,781 万 2 千円で組織市町からの常備消防費負担金のほか、3 件の負担金を受け入れるものであります。

2 款 1 項 1 目消防手数料は、541 万 3 千円で、消防許認可申請手数料等であります。

次に、30 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入は、89 万 1 千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次に、31 ページを御覧ください。

6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、1 億円で、一般財源として充当するものであります。

6 款 1 項 2 目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、2 億 2,739 万 5 千円で定年退職者 11 名分の退職手当金に充当するものであります。

次の 3 目消防施設整備事業等基金繰入金は、2,200 万円で、車両更新計画に基づく高規格救急車 2 台の整備に係る事業費及び西署屈折はしご車のオーバーホール並びに高機能消防指令センター指令系システム更新などの消防施設費に充当するものであります。

次に、32 ページをお開き願います。

8 款 2 項 1 目雑入は、549 万 8 千円で、高速自動車国道救急業務交付金、山梨県防災ヘリ運行調整交付金等を受け入れるものであります。

9 款 1 項 1 目消防債は、2 億 8,190 万円で、消防車両 2 台の車両更新及び高機能消防指令センター指令系システム更新などに係る事業費に充当するものであります。

次に、33 ページを御覧ください。

歳出予算につきまして御説明いたします。

歳出予算の主なものにつきましては、1 款 1 項 1 目常備消防費のうち、2 節給料から 4 節共済費までの消防職員に係る人件費が主なものであります。

次の 34 ページをお開き願います。

1 款 1 項 2 目消防施設費であります。10 節役務費は、西署屈折はしご車のオーバーホール等に要する経費を計上したものであります。

12 節委託料は、高機能消防指令センター指令系システム更新に要する経費を計上したものであります。

14 節工事請負費は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、消防

本部及び南消防署庁舎の浴室改修工事並びに消防本部及び各署所における洗面所の自動水栓化工事に要する経費を計上したものであります。

17 節備品購入費は、車両更新計画に基づき老朽化の激しい西署高規格救急車及び中道出張所高規格救急車の更新整備に係る経費を計上したものであります。

次の 35 ページを御覧ください。

2 款 1 項公債費は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました消防債の元金償還金及び利子であります。

以上で、日程第 8 議案第 2 号 令和 4 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 管理者さんからの説明もありましたし、予算に関してお伺いしたいと思います。

まず、企画財政課を新設すると、それから査察課を新設すると、これ事体はいいことかなっていうに感じるわけですが、それに伴い、課長さんの配置等々されるわけですか。そうなってくると人件費等々の問題でいくとどのくらい増額が見込まれるわけですか。

○議長（金丸三郎君） 今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 新たな管理職 2 名の配置により、約 40 万円の増額となります。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 合算で 40 万円ってことですね。わかりました。

まあ、この程度の金額なら何とか大丈夫かなって感じがしますし、いろんな費用というのが、違うところがかかるとお思いますので、了解したいと思えます。

それから、前回もお聞きしましたが、女性消防職員さんの配置計画に関して

お伺いします。

確か、令和 8 年までに消防庁が言った計画を立てなさいと、そんな数字が出てきましたが、新年度の計画としてはどのようなになっていますか。

○議長（金丸三郎君） 今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 当消防本部においては、女性消防吏員数は 9 名で充足率は 2.7%です。令和 4 年 4 月 1 日には、女性吏員採用職員 2 名の採用から 11 名となり、充足率は 3.3%となります。

国と同様、令和 8 年当初までに、女性の充足率を 5%、17 名にする目標を掲げております。後 4 年で 6 名ということになりますが、この目標に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 これは女性でしかできないこともありますし、住民の方に対しても、いろんな丁寧な対応ができると思うんで歓迎したいと思います。

これに向けて令和 8 年の取り組みを是非頑張ってくださいたいですが、その分男性職員を減らすってことではないですよ。

増やすってことでよろしいでしょうか。

○議長（金丸三郎君） 今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 職員の採用につきましては、採用計画に基づいて、採用しておりますので、現在は条例定数の 335 名の職員がいるという形になりますので、その年度の退職者数に応じた職員の採用をしていく予定になっておりますので、その中で女性を多く取っていければと考えております。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 とにかく退職者が 11 名とお話を聞かせていただいたところで、随分退職者がでて、それとともに若返りもできるってということだと思います。

なお、前回、前々回もお聞かせいただいておりますが、救急隊の出場件数、搬送件数、随分各消防署においてのアンバランスがあるというふうに伺いました。

中でも南消防署の数というのは、かなり厳しいと。一度、3、4年ほど前ですね、こちらに研修で伺ったときに、熱中症の時期だったせいかな、全部消防車が出払ってることがありました。

こういうところ見て、南消防署ぐらいはね、今後、救急隊1台くらいは増やす計画をお持ちになったほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 救急出動件数、令和3年度を見ますと南消防署と中央消防署につきましては、全体の約4割を占めているということは承知しており、偏りもあることも承知しているところでございます。

しかしながら、救急隊の増隊につきましては、職員の増員、車両、庁舎の経費など財政的にも負担増につながることから、組織市町とも慎重に協議を行い、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 私は前回も質問させていただきましたけど、出場件数の少ないところからってこいという意味じゃないんです。

広域消防というところから見ても、満遍なく対応が必要だと。けども南消防署と中央消防署、特に南消防署の出場件数が多いということで、今後、市民生活や救急体制に支障がないように判断していただくと、できたならば年次計画を立てていただくなかで、対応していただければありがたいと思います。これは、要望で終わっていきます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はありませんか。

木内直子君。

○木内直子君 3点伺おうとおもいましたが、今、山田議員のところでも女性消防吏員についての質問がありました。それに関しては、令和8年に5%を目指して、新年度は3.3%になるというお答えでした。

増えるということは大変喜ばしいことです。女性が増えるということは男性にとっても働きやすい職場になると思っておりますので、これは歓迎したいと

と思いますが、令和 8 年に 5%と目標がされておりますが、それを前倒しするよ
うな取り組みを是非引き続きしていただければなあとこれは要望します。

質問ですけども、まず、職員の期末手当が条例で減額されておりますが、各
会計それぞれ、一人当たり何円の減額となっているのでしょうか。併せて年間
の給与、減額となるのか若しくは増額となるのか、その辺をお示してください。

○議長（金丸三郎君） 窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） 令和 3 年 12 月給与改定における令和 4 年度予算、
期末手当の影響人数、影響額につきましては、影響人数、組合全体で 363 名で
ございます。

影響額につきましては、1,783 万 3,000 円で、一人当たりの影響額は、4 万 9
千円でございます。

また、年間の給与に関する御質問でございますが、退職手当を除きました、
令和 3 年度と令和 4 年度の当初予算ベースの年間給与費を比較しますと、全体
で 313 万 4 千円の減額、一人当たり 2 万 7 千円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 木内直子君。

○木内直子君 消防の仕事というのは、この説明でも書かれておりましたけど
も、今、新型コロナウイルス感染症、そして大規模な自然災害の発生などで、
大変規模しい状況に立たされていると、圏域住民の生命、身体及び財産を守る
崇高な使命を達成しなければいけないということで、大変重要な仕事をされて
いると思います。

その皆さんが、こういうことで年間期末手当でマイナス 4 万 9 千円、年間の
収入として 2 万 7 千円減額になってしまうというところは非常に残念だと思い
ます。

この点において、この予算に関しては、不同意としたいと思っております。

3 つ目の質問になりますが、新型コロナウイルスの感染症対策に関して、伺い
たいと思います。

まだ、第 6 派は収束していません。まだまだ、感染の数が多い状況ですが、
令和 4 年度この感染を拡大させない、職場の中で感染を拡大させないための対
応策、この中、説明の中に書いてありますが、本来であれば検査体制を強化し

て、定期的な検査を行うことで、早期に陽性者を見つけ出して、クラスター発生を抑えていくという対応策を取るべきではないかと思いますが、その点に関して、令和4年度どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（金丸三郎君） 小野次長。

○次長（小野英男君） 感染者が複数確認された直後から、感染防止対策に関し、保健所の指導を受けた中で再点検を行い、現在新たな対応を実施しております。

まず、飛沫感染防止対策であります。執務室の換気効率を高めるため、大型扇風機を設置しての強制換気を行っております。

次に接触感染防止対策として、共有部分であるトイレ、洗面所、台所を使用する人数の制限をするとともに、コピー機等の事務機器の使用においては、手指の消毒が頻回できるよう、消毒剤の増設を行ってきたところでございます。

御質問の職員の検査体制といたしましては、体調不良者に対し、早期に検査が行えるよう、抗原検査キットを各署に配布したところでございます。また、必要に応じまして、保健所と密に連絡を取りながら、PCR検査をできる体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 木内直子君。

○木内直子君 新型コロナウイルスに関しては、無症状の陽性者がいるということがありますので、症状がでてからでは、遅いということがあると思います。

本来であれば、定期的な検査を行うべきではないかということ指摘をして、この改善をできればしていただきたいなという要望をして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はありませんか。

内藤久歳君。

○内藤久歳君 歳出で常備消防費、それから11節役務費、先ほどの説明で西署屈折はしご車のオーバーホールっていう説明があったんだけど、このオーバーホールしなきゃならんはしご車は何台ぐらいある。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 現在、当本部にはしご車は3台あります。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 内藤久歳君。

○内藤久歳君 オーバーホールするサイクルはどれくらいになってる。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） オーバーホールにつきましては、日本消防検定協会というところから、消防用車両の安全基準というものがあまして、当本部では、それを使いましてオーバーホールにつきましては、運用開始から概ね7年が1回目、そして、その次から5年というところでオーバーホールをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 内藤久歳君。

○内藤久歳君 ちなみに大きさとかそういうので違うんですけど、これは2,800万3千円ですか、これが1台にかかるってことでよろしいですか。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（金丸三郎君） 結構かかるんですね。

承知しました。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で議案第4号から議案第3号までの審査を終了いたします。

ここで、萩原消防長が3月31日をもって退職されますので、挨拶をお願いいたします。

萩原消防長。

○消防長（萩原 亨君） 消防長の萩原でございます。

このようなお時間をいただき、誠にありがとうございます。私事ではございますが、この3月31日をもって、定年退職を迎えることとなりました。

私は、昭和55年4月に消防本部に採用以来42年間、勤務をさせていただき

ました。

今、目を閉じますと、震えながらポンプ車に飛び乗った初めての火災活動、救急救助現場における悲惨な光景、救急車内で新たな命の誕生や緊急消防援助隊の隊員として出動した東日本大震災、また、山梨県大隊長として派遣をされた御嶽山の噴火災害など、いろいろな場面が思い出されます。

こうした経験を活かし、今後に起きましては、再任用職員として、また新たな気持ちで圏域住民の安全安心の確保に向け、微力ではありますが尽力をさせていただきたいと思っております。

結びに、これまでの消防行政に対する議員各位の御理解と御協力に改めて感謝を申し上げますとともに、議員皆様の更なる御活躍と組織市町の益々の発展を心から祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

長きに渡る御指導、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(金丸三郎君) 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後4時48分